

本会議における会長報告

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（第 196 回国会衆第 42 号）

ただいま議題となりました法律案につきまして、憲法審査会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百九十六回国会衆議院提出によるもので、憲法改正国民投票の投票環境を整えるため、投票人名簿等の閲覧制度の創設、在外投票人名簿への登録に係る規定の整備、共通投票所制度の創設など七項目にわたる措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院で、施行後三年を目途に、投票環境の整備及び国民投票の公平公正の確保に係る事項について検討を加え、必要な法制上の措置等を講ずるものとする旨の修正が行われております。

審査会におきましては、今回の法改正の意義、衆議院修正による附則の意味内容、国民投票運動における広告規制等の在り方、期日前投票所の投票時間の弾力化に係る課題、国民投票におけるインターネットの活用方策等の諸問題についての質疑に加え、参考人からの意見聴取も行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局後、日本維新の会を代表し松沢幹事より、附則に係る修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表し山添幹事より原案及び修正案に反対、立憲民主・社民を代表し打越委員より原案に賛成、修正案に反対、日本維新の会を代表し東委員より原案及び修正案に賛成、国民民主党・新緑風会を代表し矢田幹事より原案に賛成、修正案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。